

沼田市国民保護計画

【資料編】

令和 7 年 4 月修正
沼田市

資 料 編 目 次

1 沼田市国民保護協議会条例	1
2 沼田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	2
3 沼田市国民保護協議会委員及び幹事名簿	3
4 関係機関連絡先	
(1) 市町村一覧表	5
(2) 警察関係施設	6
(3) 消防関係施設	6
(4) 自衛隊関係施設	6
(5) 指定地方行政機関等	7
(6) 報道関係機関	9
5 協力機関連絡先	
(1) ボランティア窓口	10
6 大規模集客等施設の連絡先	
(1) 大規模集客施設	11
(2) 学校関係施設	13
(3) 社会福祉関係施設	15
7 医療機関等連絡先	
(1) 病院	18
(2) 医療機関一覧表	19
8 保健衛生施設等の連絡先	
(1) 清掃施設	22
(2) し尿処理施設	22
(3) 文化財施設	23
(4) 火葬場施設	23
9 生活関連施設等連絡先	
(1) 電力施設管理所	24
(2) ダム管理事務所	25
(3) 非常通信協議会一覧表	26
10 避難施設等	
(1) 避難施設	27
(2) 公営住宅	31
(3) 応急仮設住宅可能敷地	31
(4) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方	32
11 交通手段等	
(1) トラック保有状況	34
(2) バス保有状況	35
(3) 市有車両	36
(4) ヘリコプター保有状況	37
(5) ヘリポート適地	38
12 消防団及び救助資器材	
(1) 消防団組織状況	39
(2) 救助資器材保有状況（利根沼田広域消防本部）	40
13 備蓄及び物資調達	
(1) 非常用食料・防災用品	41
(2) 相互応援協定等の締結状況	43

14 関係機関への各種要請等様式

(1) 国民保護措置要請（16条第4項）	44
(2) 他市町村長、都道府県知事への応援要求（17条、18条）	45
(3) 自衛隊部隊派遣要請（20条）	46
(4) 警察、自衛隊避難誘導要請（第63条第1項前段）	47
(5) 警察、自衛隊避難誘導要請県通知（第63条第1項後段）	48
(6) 指定行政機関等への職員派遣要請（151条）	49

15 救援

(1) 救援の程度及び方法の基準	50
(2) 公用令書	56
(3) 安否情報省令	59

16 用語集

(1) 用語集	70
---------	----

1 沼田市国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 23 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、沼田市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、50 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 50 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 沼田市国民保護対策本部及び沼田市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 6 月 23 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、沼田市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び沼田市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 沼田市国民保護協議会委員及び幹事名簿

区分	関係機関名	委 員	幹 事
1 号	関東森林管理局利根沼田森林管理署	署長	総括事務管理官
	国土交通省利根川水系砂防事務所片品出張所	出張所長	主任
	国土交通省高崎河川国道事務所 沼田維持修繕出張所	出張所長	専門官
	国土交通省利根川ダム統合管理事務所 菌原ダム管理支所	支所長	専門官
2 号	自衛隊第 1 2 旅団	第 1 2 通信隊長	
3 号	沼田警察署	署長	警備課長
	利根沼田行政県税事務所	所長	次長
	利根沼田保健福祉事務所	所長	次長
	沼田土木事務所	所長	次長
4 号	沼田市	副市長	
5 号	沼田市	教育長	
	利根沼田広域消防本部	消防長	警防課長
6 号	沼田市	総務部長	総務課長
		市民部長	市民課長
		健康福祉部長	社会福祉課長
		経済部長	産業振興課長
		都市建設部長	建設課長
		議会事務局長	
		教育部長	教育総務課長
7 号	東日本旅客鉄道株式会社水上駅	駅長	助役
	東日本電信電話株式会社群馬支店	支店長	群馬災害対策室長
	日本郵便株式会社沼田郵便局	局長	郵便部長
	東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所	副所長	工務担当課長
	独立行政法人水資源機構沼田総合管理所	所長	管理課長
	東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社	支社長	次長
	沼田ガス株式会社	取締役業務次長	営業課課長

区分	関係機関名	委 員	幹 事
8 号	沼田市消防団	団長	
		女性消防隊長	
	沼田エフエム放送株式会社	代表取締役社長	専務取締役局長
	関越交通株式会社沼田営業所	所長	副所長
	一般財団法人沼田利根医師会	会長	副会長
	沼田商工会議所女性会	会長	
	国際ソロプチミスト利根ぬまた	セクレタリー	トレジャラー
	沼田市民生委員児童委員協議会	西部地区会長	利南地区副会長
	学童クラブ代表 おひさま学童クラブ	施設長	
	私立保育園代表 熊の子保育園	園長	

※任命及び区分内訳

委員は、次に掲げる者のうちから市町村長が任命する。

- 1 号・・・市町村を管轄する指定地方行政機関の職員
- 2 号・・・自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
- 3 号・・・市町村の属する都道府県の職員
- 4 号・・・市町村の副市長
- 5 号・・・市町村の教育委員会の教育長及び市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員
- 6 号・・・市町村の職員（副市長及び教育長を除く。）
- 7 号・・・市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- 8 号・・・国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

4－(1) 市町村一覧表

市町村名	担当部課	所在地	電 話	F A X
前橋市	防災危機管理課	前橋市大手町 2-12-1	027-898-5935	027-221-2813
高崎市	防災安全課	高崎市高松町 35-1	027-321-1352	027-321-1277
桐生市	防災・危機管理課	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111	0277-48-9009
伊勢崎市	安心安全課	伊勢崎市今泉町 2-35	0270-27-2706	0270-26-6123
太田市	危機管理室	太田市浜町 2-35	0276-47-1916	0276-47-1888
館林市	安全安心課	館林市城町 1-1	0276-72-4111	0276-72-3297
渋川市	危機管理室	渋川市石原 80	0279-22-2130	0279-24-6541
藤岡市	地域安全課	藤岡市中栗須 327	0274-22-7444	0274-24-4515
富岡市	危機管理課	富岡市富岡 1460-1	0274-62-1511	0274-62-0357
安中市	危機管理課	安中市安中 1-23-13	027-382-1111	027-329-6065
みどり市	危機管理課	みどり市笠懸町鹿 2952	0277-76-0960	0277-76-2452
片品村	総務課	片品村鎌田 3967-3	0278-58-2111	0278-58-2110
川場村	総務課	川場村谷地 3200	0278-52-2111	0278-52-2333
昭和村	総務課	昭和村糸井 388	0278-24-5111	0278-24-5254
みなかみ町	総務課	みなかみ町後閑 318	0278-62-2111	0278-62-2291
榛東村	総務課	榛東村山子田 1258-1	0279-54-2211	0279-54-8225
吉岡町	総務課	吉岡町下野田 560	0279-54-3111	0279-54-8681
上野村	総務課	上野村川和 11	0274-59-2111	0274-59-2470
神流町	総務課	神流町万場 90-6	0274-57-2111	0274-57-2715
下仁田町	総務課	下仁田町下仁田 682	0274-82-2110	0274-82-5766
南牧村	総務課	南牧村大日向 1098	0274-87-2011	0274-87-3628
甘楽町	総務課	甘楽町小幡 161-1	0274-74-5131	0274-74-5813
中之条町	総務課	中之条町中之条 1091	0279-75-8807	0279-75-6562
長野原町	総務課	長野原町長野原 66-3	0279-82-2244	0279-82-3115
嬭恋村	総務課	嬭恋村大前 110	0279-96-0511	0279-96-0516
草津町	総務課	草津町草津 28	0279-88-0001	0279-88-0002
高山村	総務課	高山村中山 2856-1	0279-26-7942	0279-63-2768
東吾妻町	総務課	東吾妻町原町 1046	0279-68-2111	0279-68-4900
玉村町	環境安全課	玉村町下新田町 201	0270-64-7708	0270-65-2592
板倉町	総務課	板倉町板倉 2067	0276-82-1111	0276-82-1300
明和町	総務課	明和町新里 288	0276-84-3112	0276-84-3114
千代田町	総務課	千代田町赤岩 1895-1	0276-86-2112	0276-86-4591
大泉町	安全安心課	大泉町日の出 55-1	0276-55-0333	0276-63-3921
邑楽町	総務課	邑楽町中野 3040	0276-88-5511	0276-89-0136

4－(2) 警察関係施設

名 称	所 在 地	担当部署	電 話
沼田警察署	沼田市上原町 1738-1	警備課	0278-22-0110
倉内交番	沼田市東倉内町 210		0278-24-3721
駅前交番	沼田市清水町		0278-24-4233
発知新田駐在所	沼田市下発知町 919-1		0278-23-9110
白沢駐在所	沼田市白沢町高平 26-4		0278-53-2037
日影南郷駐在所	沼田市利根町日影南郷 85-4		0278-54-8022
追貝駐在所	沼田市利根町追貝 1005-1		0278-56-2004

4－(3) 消防関係施設

名 称	所 在 地	電 話
利根沼田広域消防本部	沼田市高橋場町 2049-1	22-0119
中央消防署	同上	24-1734
東消防署	沼田市利根町平川 1269	56-2300
西消防署	みなかみ町羽場 59-4	64-0002
北消防署	みなかみ町湯原 1681-1	72-4349

4－(4) 自衛隊関係施設

名 称	所 在 地	電 話
東部方面総監部	東京都練馬区大泉学園町	0278-23-4111
陸上自衛隊第12旅団司令部	榛東村大字新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286・2287・2208（当直）
同上 第12後方支援隊	高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229
海上自衛隊横須賀地方総監部	横須賀市西逸見町 1 丁目	046-822-3500
航空自衛隊中部航空方面隊	狭山市稲荷山 2-3	04-2953-6131

4－(5) 指定地方行政機関等

(※印は勤務時間外の連絡先)

関係機関名	所在地	電 話	FAX
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000 内線5541 ※048-600-6000	048-601-5022
関東総合通信局	千代田区九段南1-2-1	03-6238-1790	03-6238-1629
関東財務局	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-1078	048-600-1247
前橋財務事務所	前橋市大手町2-3-1	027-221-4491 ※027-896-2001	027-224-4426
群馬労働局	前橋市大手町2-3-1	027-896-4732	027-896-2080
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4	0278-23-0323	0278-23-429
ハローワーク沼田 (沼田公共職業安定所)	沼田市下之町888 テラス沼田5階	0278-22-8609	0278-23-7206
関東農政局	さいたま市中央区新都心2-1	048-740-0464	048-600-0602
前橋地方センター 群馬県拠点	前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局	前橋市岩神町4-16-25	027-210-1150	027-210-1154
利根沼田森林管理署	沼田市鍛冶町3923-1	0278-24-5535	0278-24-5562
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213	048-601-1310
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1333 内線2165	048-600-1376
高崎河川国道事務所	高崎市栄町6-14	027-345-6044 内線208(防災課)	027-345-6094
		027-345-6041 内線331・441 (河川管理課)	027-345-6091
		027-345-6043 内線441 (道路管理第二課)	027-345-6093
		027-345-6070 ※情報連絡員	027-345-6099

関係機関名	所在地	電 話	FAX
利根川水系砂防事務所 片品出張所	利根郡片品村大字鎌田3952	0278-58-2061	
沼田維持修繕出張所	沼田市薄根町3700	0278-22-2656	0278-23-3345
関東運輸局	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7269	045-681-3328
群馬運輸支局	前橋市上泉町399-1	027-263-4440	027-261-0032
東京管区气象台	清瀬市中清戸3-235	042-487-7182	042-493-2668
前橋地方气象台	前橋市大手町2-3-1	027-896-1220 (防災業務担当)	027-896-1164
		027-896-1536 (観測予報担当)	027-896-1593

4－(6) 報道関係機関

名 称	支 局	電 話	F A X	本社・総局・支局	
				電 話	F A X
沼田記者クラブ (テラス沼田 2 階)	下之町 888	24-5872	24-5872	—	—
朝日新聞社	前橋市大手町 2-4-9 (前橋総局)	—	—	027-221-1101	027-223-1334
NHK	高橋場町 4939-1 春原マンション 2-501	22-2398	23-2554	027-251-1711	027-251-1731
	前橋元総社町 189 (前橋放送局)	—	—		
産経新聞社	前橋市本町 1-14-6	—	—	027-221-4455	027-220-1582
上毛新聞社	下之町 880-3	24-4341	24-3247	027-254-9933	027-252-5321
東京新聞社	前橋市大手町 2-5-4 小山ビル (前橋支局)	—	—	027-233-3528	027-233-3529
毎日新聞社	前橋市大手町 3-6-4 (前橋支局)	—	—	027-231-5666	027-231-5667
読売新聞社	高橋場町 4939-1 春原マンション 2-402	22-9161	22-9162	027-232-4311	027-232-2262
沼田エフエム放送(株)	下之町 888	22-1600	20-1414	—	—
マイタウンたにがわ	材木町 1176-3	22-5618	22-2918	—	—

５－(1) ボランティア窓口

名 称	所 在 地	電 話	F A X
沼田市社会福祉協議会	東原新町 1801-72 沼田市保健福祉センター 1 階	25-3267	25-3268
同 上 白沢支所	白沢町平出 135-1 (白沢創作館内)	53-2722	53-2762
同 上 利根支所	利根町大楊 1085-1 (利根保健福祉センター内)	56-4603	56-4600

6－(1) 大規模集客施設

※特定用途防火対象物かつ延べ面積 2,000 ㎡

用途	名称	住所	電話番号	収容人員	建築構造	地上階数	延べ面積
老人ホーム等	特別養護老人ホームききょうの里	横塚町 9 5 7 番地 2	0278-23-8831	205	R C 造	1	3210
飲食店	果実の里原田農園	横塚町 1 2 9 4 番地	0278-23-3991	414	S 造	2	2193
公会堂・集会場	セレモニーホール優花ぬまた会館	横塚町 1 9 6 9 番地 1	0278-23-3317	3450	S 造	2	2513
病院等	医療法人社団ほたか会バース整形外科クリニック（ケアハウス沼田・サービス付高齢者向け住宅バースの家）	下久屋町 9 4 0 番地 1	0278-23-0678	123	R C 造	4	2629
百貨店・マーケット等	カインズ沼田モール店	久屋原町 4 7 9 番地 1	0278-22-7111	853	R C 造	1	4175
病院等	医療法人大誠会内田病院	久屋原町 3 4 5 番地 1	0278-23-1231	919	S R C 造	6	12203
百貨店・マーケット等	株式会社カワチ薬品沼田東店	久屋原町 3 1 1 番地 1	0278-22-1581	437	S 造	1	2407
百貨店・マーケット等	ケーズデンキ沼田店	久屋原町 3 1 3 番地	0278-60-1110	897	S 造	1	5130
老人ホーム等	特別養護老人ホームくやはら	久屋原町 4 1 4 番地 1	0278-25-9292	126	S 造	3	3747
百貨店・マーケット等	ベイシア沼田モール店	久屋原町 4 1 5 番地	0278-22-7711	984	S 造	1	5782
病院	利根中央病院	沼須町 9 1 0 番地 1	0278-22-4321	1764	S 造	7	20060
病院	沼田脳神経外科循環器科病院 A 館	栄町 8 番地	0278-22-5052	252	R C 造	5	3758
診療所	沼田クリニック	栄町 6 1 番地 3	0278-22-1188	70	S R C 造	3	2167
病院	沼田脳神経外科循環器科病院 B 館	栄町 8 番地	0278-22-5052	130	S 造	3	2208
病院	沼田脳神経外科循環器科病院 C 館	栄町 8 番地	0278-22-5052	104	S 造	2	2196
老人ホーム等	特別養護老人ホーム 花の苑	戸鹿野町 3 7 5 番地 1	0278-22-8811	155	R C 造	3	4419
老人ホーム等	社会福祉法人シンエイ会 ケアハウスフラワータウン	戸鹿野町 8 3 1 番地 1	0278-23-2940	58	R C 造	4	2214
病院等	医療法人社団日高会 白根クリニック	薄根町 3 3 0 0 番地 1	0278-24-1701	218	R C 造	3	3030
公会堂・集会場等	群馬県下水道総合事務所奥利根水質浄化センター沼田ポンプ場	薄根町 3 4 8 9 番地 1	0278-24-5261	605	R C 造	2	2743
百貨店・マーケット等	株式会社カワチ薬品沼田店	恩田町 5 8 5	0278-22-0852	723	S 造	1	4202
百貨店・マーケット等	サンキ沼田店	恩田町 3 2 4 番地	0278-30-5621	495	S 造	1	2309
百貨店・マーケット等	セキチュー沼田恩田店	恩田町 2 5 4 番地	0278-24-5222	1488	S 造	1	8197
百貨店・マーケット等	フレッセイ沼田恩田店	恩田町 3 2 1 番地 1	0278-25-8787	515	S 造	1	2926
遊技場	チャオ沼田店	井土上町 2 2 8 番地 3	0278-22-1199	597	S 造	2	2478
百貨店・マーケット等	こまつや	東倉内町 4 8 4 番地 2	0278-22-4222	101	S 造	3	3299
複合施設	テラス沼田	下之町 8 8 8 番地	0278-23-2111	1064	S 造	7	24209

用途	名称	住所	電話番号	収容人員	建築構造	地上階数	延べ面積
複合施設	ミロクビル2	材木町13番地	0278-22-3504	316	RC造	3	2993
旅館・ホテル	ホテルベラヴィータ	材木町178番地1	0278-60-1000	537	S造	5	5137
老人ホーム等	菜の花館本町通り	上之町1149番地	0278-22-5551	76	S造	3	2141
病院	独立行政法人国立病院機構沼田病院・病棟・手術棟・地域医療研修センター	上原町1551番地4	0278-23-2181	307	RC造	4	6682
公会堂・集会場	利根沼田文化会館	上原町1801番地2	0278-24-2935	1930	RC造	4	5913
病院	独立行政法人国立病院機構沼田病院	上原町1551番地4	0278-23-2181	165	SRC造	4	8733
病院・介護老人保健施設等	医療法人順愛会 角田外科医院 恵寿の園	上原町1555番地3	0278-22-4936	110	S造	6	3608
百貨店・マーケット等	沼田ファッションモール（しまむら、サンプル）	上原町1584番地1	0278-20-1227	556	S造	1	2398
複合施設	沼田市保健福祉センター	東原新町1801番地72	0278-22-1990	329	RC造	4	4197
病院・介護老人保健施設等	介護老人保健施設とね	東原新町1917番地1	0278-22-8855	186	RC造	4	3440
老人ホーム等	社会福祉法人 とね虹の会 特別養護老人ホーム とね虹の里	東原新町1855番地1	0278-25-8618	160	S造	2	3235
特別支援学校	群馬県立沼田特別支援学校	東原新町1801番地1	0278-30-3030	150	S造	3	3985
百貨店・マーケット等	有限会社タハラ家具	高橋場町2071番地17	0278-24-0033	541	S造	3	2570
百貨店・マーケット等	株式会社ヤマダデンキテックランド沼田店	高橋場町2063番地1	0278-22-5444	402	S造	3	4360
寺院・宿泊所等	迦葉山龍華院	上発知町445番地	0278-23-9500	273	RC造	2	2578
飲食店・小売店等	たんばらスキーパークリゾートセンター	上発知町丙350番地1	0278-23-9315	190	S造	2	2590
ホテル等	初穂カントリークラブ白沢高原 コースクラブハウス	白沢町上古語父2440番地	0278-53-3200	589	RC造	3	5797
旅館・ホテル	仙郷	利根町大楊2番地1	0278-56-2601	149	RC造	5	3774
旅館・ホテル	源泉湯の宿紫翠亭	利根町老神550番地	0278-56-4180	496	RC造	5	6409
旅館・ホテル	ホテル山口屋	利根町老神585番地	0278-56-3333	293	RC造	6	3604
旅館・ホテル	ホテル伍楼閣	利根町老神602番地10	0278-56-2555	267	RC造	3	2053
旅館・ホテル	吟松亭あわしま	利根町老神603番地	0278-56-2311	675	RC造	4	7123
旅館・ホテル	老神温泉 観山荘	利根町老神612番地	0278-56-2323	574	RC造	5	6987
旅館・ホテル	ホテルルートイン沼田	西倉内町780番地1	0278-30-3181	337	RC造	10	6478
百貨店・マーケット等	フレッセイ沼田栄町店	栄町211番地	0278-25-5432	569	S造	1	2971
百貨店・マーケット等	無印良品沼田栄町店	栄町213番地1	0278-25-9566	561	S造	1	2594

用途	名称	住所	電話番号	収容人員	建築構造	地上階数	延べ面積
百貨店・マーケット等	クスリのアオキ沼田栄町店	栄町 2 0 1 番地 3	0278-25-8361	426	S 造	1	2236
老人ホーム等	特別養護老人ホームまごころ	戸鹿野町 3 7 5 番地 1	0278-22-8811	155	R C 造	3	4419
官公庁施設	沼田市白沢地区コミュニティセンター	白沢町平出 1 3 5 番地 1	0278-53-2111	1318	R C 造	3	3198

6－(2) 学校関係施設 小・中学校

名 称	所在地	電 話	F A X
沼田小学校	西倉内町 746	22-2063	22-0780
沼田東小学校	東原新町 1801-1	23-1118	22-0781
沼田北小学校	高橋場町 4898	24-4123	22-0782
升形小学校	栄町 141	22-3107	22-0783
利南東小学校	上久屋町 2135	22-3006	22-0784
池田小学校	発知新田町 533	23-9320	23-9369
薄根小学校	善桂寺町 32	22-2391	22-0785
川田小学校	下川田町 540	22-3056	22-0786
白沢小学校	白沢町高平 94-1	53-2151	53-3860
利根小学校	利根町追貝 93	25-8172	56-2221
多那小学校	利根町多那 732	53-2919	53-3199
沼田中学校	東原新町 1801-1	23-1116	22-9856
沼田南中学校	戸鹿野町 726	23-5557	22-9857
沼田西中学校	薄根町 3580	22-3055	22-9858
沼田東中学校	横塚町 1118	22-2472	22-9859
池田中学校	発知新田町 533	23-9330	23-9273
薄根中学校	善桂寺町 40	22-3180	22-9860
白沢中学校	白沢町高平 75-1	53-2009	53-3984
利根中学校	利根町追貝 334	56-2044	56-4029
多那中学校	利根町多那 732	53-2698	53-3199

特殊教育諸学校

名 称	所在地	電 話	F A X
沼田特別支援学校	東原新町 1801-1	30-3030	30-3031

高等学校

名 称	所在地	電 話	F A X
沼田高等学校	西原新町 1510	23-1313	22-4799
同上（定時制）			
利根実業高等学校	栄町 165-2	23-1131	22-5136
尾瀬高等学校	利根町平川 1406	56-2310	56-3720

各種学校

名 称	所在地	電 話	F A X
沼田准看護学校	上原町 1801-68	23-2053	23-3591

幼稚園

名 称	所在地	電 話	F A X
利南幼稚園	栄町 141	23-1071	23-1186
薄根幼稚園	善桂寺町 78	23-0651	23-0588

保育園

名 称	所在地	電 話	F A X
ぬまた南保育園	東原新町 1411-5	22-5519	22-2710
川田保育園	下川田町 540	23-1599	23-1599
白沢保育園	白沢町高平 20	53-2039	53-2039
利根保育園	利根町大楊 1078-2	56-2268	56-3030
多那保育園	利根町輪組 867-1	53-2920	53-2920
横塚保育園	横塚町 1223-1	23-0006	23-1481
熊の子保育園	戸鹿野町 578-3	24-1446	24-1446
桜ヶ丘保育園	桜町 4798	24-8577	22-9800

認定こども園

名 称	所在地	電 話	F A X
沼田幼稚園	坊新田町 1105-3	22-2856	22-5450
恵泉幼稚園	西倉内町 663-4	23-3584	22-3584
ちぐさ幼稚園	柳町 394	23-3324	23-3524
沼田めぐみこども園	清水町 4330	24-4163	24-4083

6－(3) 社会福祉関係施設 福祉施設

名 称	所在地	電 話	F A X
特別養護老人ホームききょうの里	横塚町 957-2	23-8831	23-8832
特別養護老人ホームまごころ	戸鹿野町 375-1	22-8811	22-8814
特別養護老人ホームくやはら	久屋原町 414-1	25-9292	25-9293
特別養護老人ホーム菜の花館園原	利根町園原 870	56-9200	56-9201
特別養護老人ホームききょうの里ユニット型	横塚町 957-2	23-8831	23-8832
特別養護老人ホームとね虹の里	東原新町 1855-1	25-8618	—
デイサービスセンターとね虹の里	東原新町 1855-1	25-8618	—
特別養護老人ホーム菜の花館本町通り	上之町 1149	22-5551	25-8876
介護老人保健施設大誠苑	久屋原町 345-1	23-4811	22-0342
介護老人保健施設恵寿の園	上原町 1555-3	22-3673	22-1516
介護老人保健施設とね	東原新町 1917-1	22-8855	22-8854
グループホームかしょうの里	中発知町 1382-1	25-3501	25-3502
アップルヒル	下沼田町 501	23-3132	23-3133
グループホームゆうゆう・うちだ	久屋原町 345-1	23-7577	24-5315
グループホームサンフラワー	新町 452-1	60-1165	60-1170
グループホーム恵の家	沼須町 750	23-5578	30-5020
グループホーム沼田公園前	西倉内町 658	30-2201	30-2202
みんなんち園原	利根町園原 871	56-9210	56-9211
ケアハウス沼田	下久屋町 940-1	60-1146	60-1147
ケアハウスフラワータウン	戸鹿野町 831	23-2940	—
ゆうハイム・くやはら	久屋原町 353-2	22-1777	22-1778
まりも横塚	横塚町 2010-1	25-4331	25-4362
樹響園	馬喰町 1276-8	25-8080	25-8081
ふれあい福祉センター	白岩町 189-11	23-3497	23-6217
白沢健康福祉センター	白沢町平出 1312-4	20-9090	—
利根町保健福祉センター	利根町大楊 1085-3	56-4601	—
くろーばーぬまた	白沢町上古語父 375-8	25-3843	25-3849
ぬまたとね総合在宅ケアセンター	戸鹿野町 238-1	23-2526	23-2510

名 称	所在地	電 話	F A X
デイサービスめぐみ	沼須町 750	23-5578	30-5020
沼田公園前デイサービスセンター	西倉内町 658	30-2201	30-2202
うすねデイサービスセンター	薄根町 3300-1	30-2118	30-2128
小規模多機能ホームいやしろ	下久屋町 285-2	25-3180	25-3190
特別養護老人ホームまごころ 小規模多機能型居宅介護事業所なじみの家	戸鹿野町 349-4	25-9188	25-9118
小規模多機能ホーム恵の家	沼須町 750-2	23-5578	30-5020
介護サポートかしょうの里	中発知町 1382-1	23-9930	50-4111
ここぶの家	白沢町上古語父 76-4	53-4753	53-4752
ききょうデイサービスセンター	横塚町 957-2	23-8831	23-8832
デイサービスセンター春日和沼田	下久屋町 1357	24-2271	24-2281
いきいきデイサービス	久屋原町 444-2	25-8198	25-9422
デイサービスセンターあゆみ	柳町 2262-8	25-9335	25-9335
デイサービスたんぼぼ	白沢町上古語父 176	53-2255	53-2255
沼田市社会福祉協議会デイサービスしらさわ	白沢町平出 1312-4	20-9091	53-4577
エムダブルエス日高沼田事業所	薄根町 3300-1	30-2118	30-2128
沼田市社会福祉協議会デイサービスくりはら	利根町大楊 1085-3	56-4605	56-4600

障害福祉施設

名 称	所在地	電 話	F A X
利根沼田子ども発達支援センターリズム	上原町 1801-66	25-3526	25-3527
放課後等デイサービスリズム	高橋場町 2219-1	25-8652	25-8653
ハートグリーン	久屋原町 444-2	25-8197	—
n i c o	東原新町 1838-3	25-4970	—
O n e	高橋場町 4586	25-4900	25-4901
シェア	沼須町 216-6	25-8241	25-8242
アクティ	沼須町 216-4	33-9055	—
くろーばーぬまた南	井土上町 363-1	25-9220	25-9220
くろーばーひがしはら	上原町 1731-6	25-8541	25-8542
手をつなごう	久屋原町 444-2	25-8193	—
スペースゆう	榛名町 3271-14	77-4728	77-4718
すてっぷ	久屋原町 327-4	25-3124	—
チャレンジ	戸鹿野町 375-1	22-8811	—
すまいる	高橋場町 1895-5	25-8575	25-8576
C o n y - c o n y	横塚町 1254	25-9123	25-9124
ホームひがしはら	東原新町 1908-2	24-3988	24-3988
グループホームV i v a V i v o	久屋原町 327-4	25-3073	—
工房あおぞら	白沢町下古語父 101	25-8330	—
障害福祉サービス事業所アルモニ	東原新町 1908-6	25-3720	25-3721
C O C O - K a r a	下沼田町 762	25-3303	—
みんなのジョブセンター	久屋原町 327-4	25-4192	—
ケンケンクラブ	久屋原町 327-4	25-3128	—
はーもにー	上原町 1801-66	25-8736	25-8737
もみの木ハウス結月	下川田町 1621-3	25-3123	0278-30-2272
沼田市福祉作業所	東原新町 1801-72	22-1993	—
沼田市あおぞら作業所	下之町 888	23-4330	—
沼田市白沢福祉作業所	白沢町平出 135-1	53-4115	—
グループホームくろーばー井土上	井土上町 362-1	25-8690	—
D O	清水町 4208-1	25-4772	25-4773
i p p o	下之町 888	23-7330	—
コット	上原町 1628-6	78-0648	—

7－(1) 病院

基幹災害拠点病院

※令和5年10月1日

医療機関名	所在地	電 話	総病床数	一般	精神	結核	感染	療養
前橋赤十字病院	前橋市朝日町 389-1	027-265-3333	555	527	22	0	6	0

地域災害拠点病院

医療機関名	所在地	電 話	総病床数	一般	精神	結核	感染	療養
群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町 564-1	027-252-6011	323	323	0	0	0	0
JCHO群馬中央病院	前橋市紅雲町 1-7-13	027-221-8165	333	333	0	0	0	0
群馬大学医学部付属病院	昭和町 3-39-15	027-220-7111	731	680	40	9	2	0
渋川医療センター	渋川市白井 383	0279-23-1010	450	400	0	46	4	0
伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町 12-1	0270-25-5022	494	490	0	0	4	0
伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 481	0270-24-0111	255	205	0	0	0	50
高崎総合医療センター	高崎市高松町 36	027-322-5901	485	479	0	0	6	0
日高病院	高崎市中尾町 886	027-362-6201	287	287	0	0	0	0
公立藤岡総合病院	藤岡市中栗須 813-1	0274-22-3311	399	395	0	0	4	0
公立富岡総合病院	富岡市富岡 2073-1	0274-63-2111	328	324	0	0	4	0
原町赤十字病院	東吾妻町原町 698	0279-68-2711	199	176	19	0	4	0
沼田病院	沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	179	175	0	0	4	0
利根中央病院	沼田市沼須町 910-1	0278-22-4321	253	253	0	0	0	0
桐生厚生総合病院	桐生市織姫町 6-3	0277-44-7171	424	420	0	0	4	0
太田記病院	太田市大島町 455-1	0276-55-2200	404	400	0	0	4	0
館林厚生病院	館林市成島町 262-1	0276-72-3140	329	323	0	0	6	0

DMA T 指定医療機関のみに該当する病院

医療機関名	所在地	電 話	総病床数
沼田脳神経外科循環器科病院	沼田市栄町 8	0278-22-5052	84

7 - (2) 医療機関一覧表

医療機関一覧表（助産所を含む）

施 設 名	区 分	所 在 地	電 話	備 考
独立行政法人国立病院機構沼田病院	内・小・外・整・泌・婦・リハ・放 ・消・麻酔・呼内・循内	上原町1551-4	23-2181	
利根中央病院	内・外・小・整・産婦・皮・泌・精 ・耳・眼・リハ・アレ・リウ・呼外 ・神内・呼内・消内・循内・糖内・ 内分泌内・腎内・人透内・消外・乳 外・腫外・内視鏡外・肛外・放・病 診・救急・麻・血内・脳外・胸外	沼須町910-1	22-4321	
沼田脳神経外科循環器科病院	内・脳神内・脳外・リハ・麻・心外 ・眼・循内・消外・消内・循外・外 ・放・整・婦・リウ・腎内・救・脊 椎・脊髄外	栄町8	22-5052	
内田病院	外・内・整・消内・循内・呼内・肛 外・麻・リハ・皮・精・小・老内・ 神内・泌	久屋原町345-1	23-1231	
利根沼田保健所	内	薄根町4412	23-2185	
厚生労働省第二共済組合 沼田病院診療部	内・外・児	上原町1551-4	23-2181	
塩崎医院	内・産婦	清水町4211	22-2451	
松田耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉	東原新町1538-17	23-3387	
角田外科医院	内・外・胃・整・皮・肛・内視鏡 ・リハ	上原町1555-3	22-4936	
藤塚医院	内・児	下川田町530	22-3263	
石田医院	内・児	馬喰町1214	22-2477	
久保産婦人科医院	内・産・児・産婦	高橋場町2031-4	23-1360	
愛宕老人ホーム診療所	内	横塚町57-2	22-3516	
パース整形外科クリニック	外・整・リハ	下久屋町940-1	23-0678	
こうた医院	内・児・ペインクリニック	材木町156	22-5333	
沼田利根医師会 休日夜間急患診療所	内・児	上原町1801-68 沼田利根医師会 地域医療センター内	24-1199	休日：日・ 祝日 夜間：火・ 水・木・金
光整形外科医院	整・心	東倉内町219-8	24-0123	
白根クリニック	内・泌	薄根町3300-1	24-1701	
矢内整形外科医院	整	薄根町4062-3	23-8711	

施 設 名	区 分	所 在 地	電 話	備 考
社会福祉法人桔梗会 ききょうの里診療所	内	横塚町957-2	23-8831	
つのだ小児科クリニック	児	西原新町甲122	22-3163	
堤眼科	眼	馬喰町1231-2	24-2111	
代田眼科	眼	上原町1619-15	23-2403	
沼田クリニック	内・循内・脳外・リハビリ・神内・整・ 心臓血・呼内・消内・泌・腎内・皮 ・リウマチ・乳外・血内・糖尿・内 分泌・乳外・心内・精神	栄町61-3	22-1188	
かないクリニック	内・神内	西原新町甲92	22-1166	
江森内科医院	内・循・消・呼・糖尿・内分泌・腎	西倉内町588	20-1001	
藤塚クリニック	泌・内・児	高橋場町2150-11	23-7300	
利根保健生活協同組合 利根中央診療所	内・児	西原新町1864-2	24-1202	
特別養護老人ホーム まごころクリニック	内	戸鹿野町375-1	22-8811	
パナソニック内装建材株式会社 群馬工場健康管理室	内	井土上町135	22-5101	
青木クリニック	内・児・アレルギー・胃・呼・循	高橋場町2048-3	24-1122	
金子医院	内	白沢町平出765	53-2008	
金子医院根利出張所	内・児	利根町根利904	53-2008	
利根南郷診療所	内・児	利根町日影南郷甲90	54-8020	
皇海診療所	内・外・脳外	利根町大楊969-2	50-8133	
かない眼科クリニック	眼	高橋場町2072-9	30-5088	
さこだクリニック	内・循	坊新田町1029-1	25-9111	
武田メンタルクリニック	心内・精	横塚町1181-1	60-1377	
菜の花館園原診療所	内	利根町園原870	56-9200	
つのだ医院	内・消・小	久屋原町114-1	25-3111	
しめぎ整形外科クリニック	整外	柳町2563-12	60-1717	
やなぎまち皮フ科クリニック	皮・美容皮	柳町2562-1	25-3939	
平井皮膚科医院	皮	恩田町353	24-4122	
特別養護老人ホームくやはら内 診療所	内・老内	久屋原町414-1	25-9292	
菜の花館本町通り診療所	内	上之町1149	22-5551	
とね虹の里診療所	内	東原新町1855-1	25-8618	
むらた耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽喉	高橋場町2059-8	25-9003	

歯科診療所一覧表

※沼田利根歯科医師会会員

施 設 名	区 分	所 在 地	電 話	備 考
浅沼歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	東倉内町 225	22-2862	
旭ヶ丘歯科医院	歯科	坊新田町 1250-36	23-5713	
石原歯科医院	歯科・小児歯科	柳町 2527-3	30-5123	
薄根歯科医院	歯科・小児歯科・口腔外科	薄根町 3310-5	22-3880	
内田歯科医院	歯科	井土上町 779-8	23-0152	
櫛淵歯科医院	歯科・小児歯科	西原新町 86-3	22-2241	
鈴木歯科クリニック	歯科・小児歯科・口腔外科	東原新町 1943	24-3033	
スマイル歯科クリニック	歯科・小児歯科・口腔外科	久屋原町 531-4	25-9500	
高橋歯科医院	歯科・矯正歯科	西倉内町 809	22-2727	
勅使河原歯科診療所	歯科・矯正歯科・小児歯科	高橋場町 2147-9	22-4114	
勅使河原歯科医院	歯科	下之町 3071	22-2627	
利根歯科診療所	歯科・矯正歯科・小児歯科・口腔外科	高橋場町 2002-1	24-9418	
富澤歯科医院	歯科	東原新町 1897-8	22-4173	
トミザワ歯科クリニック	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科	横塚町 2214-1	22-8148	
沼田クリニック歯科口腔外科	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	栄町 61-3	30-3003	
野田歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科	白沢町高平 49-4	53-3041	
パール歯科クリニック	歯科・矯正歯科・小児歯科	横塚町 1185-4	22-0015	
はるな歯科医院	歯科・小児歯科	榛名町 4274	22-8461	ガイおおたけ1階
松井歯科医院	歯科・小児歯科	高橋場町 2060-6	23-0318	
宮下歯科医院	歯科・小児歯科	材木町 43-21	23-3495	
山田歯科クリニック	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科	馬喰町 1223	23-6616	
割田デンタルクリニック	歯科・矯正歯科・小児歯科	東原新町 1845-3	24-1814	

8－(1) 清掃施設

1 ごみ処理施設

名 称	利用市町村	所 在 地	規 模 (t/日)	管理者
沼田市外二箇村清掃施設組合 清掃工場	沼田市 川場村 昭和村	沼田市白岩町 226	120	沼田市長
利根東部衛生施設組合 尾瀬クリーンセンター ごみ焼却施設	片品村 沼田市利根町	片品村大字菅沼 251-10	30	片品村長
奥利根アメニティパーク 固形燃料化施設	みなかみ町	みなかみ町布施 2806-1	40	みなかみ町長
みなかみ町資源リサイクルセンター (高速堆肥化施設)		みなかみ町西峰須川 1058-5	21	
計			211.0	

2 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

名 称	利用市町村	所 在 地	規 模 (t/日)	管理者
奥利根アメニティパーク リサイクルプラザ	みなかみ町	みなかみ町布施 2806-1	13.0	みなかみ町長
利根東部衛生施設組合 尾瀬クリーンセンター リサイクルプラザ	片品村 沼田市利根町	片品村大字菅沼 251-10	12.0	片品村長
計			25.0	

3 最終処理施設

名 称	利用市町村	所 在 地	埋立地 面積 m ²	全体容積 m ³	管理者
沼田市 一般廃棄物最終処分場 (上川田)	沼田市	沼田市上川田町	12,000	89,900	沼田市長
利根東部衛生施設組合 尾瀬クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	片品村 沼田市利根町	片品村大字菅沼 251-10	4,000	21,000	沼田市長
計			16,000	110,900	

8－(2) し尿処理施設

名 称	利用市町村	所 在 地	規 模 (kl/日)	管理者
沼田市外二箇村清掃施設組合 沼田市外二箇村衛生センター	沼田市 川場村 昭和村	沼田市恩田町 309-1	78	沼田市長
奥利根アメニティパーク し尿処理施設	みなかみ町	みなかみ町布施 2806-1	35	みなかみ町長
計			113	

8－(3) 文化財

名 称	所在地	種別	
木造薬師如来立像及び木造十二神将像	石墨町 281	県	重文
薄根の大クワ	石墨町（町田町 2083）	国	天然
荘田神社の大イチョウ	井土上町 923	県	天然
絹本著色 地藏十王図	鍛冶町 938	県	重文
旧沼田貯蓄銀行	上之町 1155-1	県	重文
川田神社の大ケヤキ	下川田町 465	県	天然
太刀 銘備州長船基光	（個人所有のため非公表）	県	重文
刀 無銘（伝長義）	（個人所有のため非公表）	県	重文
書院の五葉マツ	白沢町高平 1305-1	県	天然
高平の書院	白沢町高平 1305-1	県	重文
吹割溪並びに吹割瀑	利根町追貝ほか	国	天名
発知のヒガンザクラ	中発知町 1234	県	天然
須賀神社の大ケヤキ	中町 1141	県	天然
城鐘	下之町 888（沼田市歴史資料館内）	県	重文
旧生方家住宅	西倉内町 594（沼田公園内）	国	重文
沼須砥石神社の石造七重塔	沼須町 694	県	重文
三光院十一面観音像	柳町 392	県	重文
旧土岐家住宅洋館	上之町 1160-1	国	登録
旧日本基督教団沼田教会記念会堂	上之町 1159-1	国	登録
奈良古墳群	奈良町 110 ほか	県	史跡
群馬県立沼田高等学校管理教室棟	西原新町 1510	国	登録
群馬県立沼田高等学校屋内運動場	西原新町 1510	国	登録

8－(4) 火葬場

火葬場名称	所在地	電話	F A X	運営主体	電話	F A X	炉数（動物、汚物炉除く）
利根沼田広域斎場ぬまた聖苑	沼田市上沼須町 502	23-7193	23-7586	利根沼田広域市町村圏 振興整備組合	22-3691	23-8339	3
みなかみ町水上火葬場	みなかみ町湯原 990-2	—	—	みなかみ町長	25-5003	20-2003	1
みなかみ町新治火葬場	みなかみ町須川 101-5	—	—				1

9－(1) 電力施設管理所

1 発電所

区分	運営・管理	名 称	所 在 地	最大出力 (Kw)	管理所			
					名 称	住 所	電 話	F A X
水力	群馬県企業局	相 俣	みなかみ町大字相俣字宮坂 1427 番地	7,700	利根発電事務所	沼田市久屋原町 182-1	22-5703	24-0709
		相俣第二		120				
		桃 野	みなかみ町大字上津字十二沢 210 番地	6,200				
		白 沢	沼田市白沢町尾合字三沢甲 892 番地	26,600				
		利 南	沼田市上久屋町字前原 976 番地	5,500				
		奈良俣	みなかみ町大字藤原字洗の沢 6322 番地	12,800				

2 変電所

区分	運営・管理	名 称	所 在 地	容量 (KVA)
変電所	東京電力 パワーグリッド(株) 渋川制御所	沼 田	沼田市材木町 1308-2	50,000
		鹿野沢	みなかみ町鹿野沢 552-4	30,000
		湯 宿	みなかみ町東峰字雷電 536-23	30,000
		薄 根	沼田市下沼田町字西沢 442	30,000
		片 品	片品村大字越本字大田向 55-2	20,000
		久屋原	沼田市久屋原町字吉野 447-3	30,000
		森 下	昭和村大字森下 2331-2	20,000

9－(2) ダム管理事務所

管理者	担当部局	事業所名	ダム所在地	管理者住所	連絡先電話	連絡先電話	管理ダム名（河川名）
利根川ダム統合管理事務所	管理課	国土交通省	みなかみ町夜後字洞永	前橋市元総社町 593-1	利根川ダム統合管理事務所 027-251-2022 藤原ダム管理支所 0278-75-2006	利根川ダム統合管理事務所 027-251-7697 藤原ダム管理支所 0278-75-2385	藤原（利根川）
利根川ダム統合管理事務所	管理課	国土交通省	みなかみ町相俣	前橋市元総社町 593-1	利根川ダム統合管理事務所 027-251-2022 相俣ダム管理支所 0278-66-0034	利根川ダム統合管理事務所 027-251-7697 相俣ダム管理支所 0278-66-0630	相俣（赤谷川）
利根川ダム統合管理事務所	管理課	国土交通省	沼田市利根町園原	前橋市元総社町 593-1	利根川ダム統合管理事務所 027-251-2022 園原ダム管理支所 0278-54-8012	利根川ダム統合管理事務所 027-251-7697 園原ダム管理支所 0278-54-8404	園原（片品川）
沼田総合管理所	管理課	水資源機構	みなかみ町藤原字矢木沢	沼田市上原町 1682	沼田総合管理所 0278-24-5711 矢木沢ダム管理所 0278-75-2081	沼田総合管理所 0278-22-7565 矢木沢ダム管理所 0278-75-2082	矢木沢（利根川）
沼田総合管理所	管理課	水資源機構	みなかみ町藤原字洗ノ沢	沼田市上原町 1682	沼田総合管理所 0278-24-5711 奈良俣ダム管理所 0278-75-2511	沼田総合管理所 0278-22-7565 奈良俣ダム管理所 0278-75-2177	奈良俣（櫛俣川）
沼田事業所	土木保守グループ	東京電力リニュー アブルパワー(株)	みなかみ町藤原字上の原	沼田市薄根町 4122-1	0278-22-5284	休日・夜間 090-4078-5274	須田貝（利根川）
沼田事業所	土木保守グループ	東京電力リニュー アブルパワー(株)	沼田市上発知町字玉原	沼田市薄根町 4122-1	0278-22-5284	休日・夜間 090-4078-5274	玉原（利根川）
沼田事業所	土木保守グループ	東京電力リニュー アブルパワー(株)	みなかみ町栗沢字小森	沼田市薄根町 4122-1	0278-22-5284	休日・夜間 090-4078-5274	小森（利根川）
沼田事業所	土木保守グループ	東京電力リニュー アブルパワー(株)	片品村字東小川根子	沼田市薄根町 4122-1	0278-22-5284	休日・夜間 090-4078-5274	丸沼（小川）
利根発電事務所	管理グループ	群馬県	沼田市白沢町平出字岩坂	沼田市久屋原町 182-1	利根発電事務所 0278-22-5703 平出ダム管理所 0278-53-2108	利根発電事務所 0278-24-0709 平出ダム管理所 0278-53-3461	平出（片品川）

9－(3) 非常通信協議会一覧表

名称	事務局所在地	担当部署	電話	F A X
群馬地区非常通信協議会	東京都千代田区丸の内 1-6-1 丸の内センタービル 5 階	関東総合通信局 無線通信部陸上第二課内	03-5220-5599	03-5220-5981
中央非常通信協議会	東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館	総務省総合通信基盤局 電波部基幹通信課重要無線室	03-5253-5888	03-5253-5889
北海道地方非常通信協議会	北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	北海道総合通信局 無線通信部陸上課	011-709-2311	011-709-5541
東北地方非常通信協議会	宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	東北総合通信局 無線通信部陸上課	022-221-2566	022-221-0607
関東地方非常通信協議会	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	関東総合通信局 無線通信部	03-6238-1776	03-6238-1769
信越地方非常通信協議会	長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	信越総合通信局 無線通信部陸上課	026-234-9984	026-234-9977
北陸地方非常通信協議会	石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	北陸総合通信局 無線通信部陸上課	076-233-4480	076-233-4434
東海地方非常通信協議会	愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	東海総合通信局 無線通信部陸上課	052-971-9907	052-971-3672
近畿地方非常通信協議会	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	近畿総合通信局 無線通信部陸上第二課	06-6942-8557	06-6942-9014
中国地方非常通信協議会	広島県広島市中区東白島町 19-36	中国総合通信局 無線通信部防災対策推進室	082-222-3398	082-502-0075
四国地方非常通信協議会	愛媛県松山市宮田町 8-5	四国総合通信局 無線通信部陸上課	089-936-5066	089-936-5008
九州地方非常通信協議会	熊本県熊本市西区春日 2-10-1	九州総合通信局 無線通信部陸上課	096-326-7951	096-326-4377
沖縄地方非常通信協議会	沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B 街区 5 階	沖縄総合通信局 無線通信課	098-865-2306	098-865-2321

10－(1)避難施設

※令和7年4月1日

整理 番号	施設				管理する担当窓口				構造 (施設が建物の場合)				避難施設の面積					備考	
	名称	町丁目名・番(番地)・号	連絡先		管理者名	連絡先			(R)C造・S(R)C造	その他(木造・S造)	階数	地下への避難が可能な施設	屋内部分 (㎡)				屋外部分 (㎡)		
			電話	F A X		名称	電話	F A X					屋内全体の面積 (㎡)	堅ろうな部分(㎡)					面積 (㎡)
														(㎡)の部 (面分積※)	堅 ろう な	(㎡)分 (面下の積)	(㎡)の部 (面分積※)		
1	沼田女子高等学校	東倉内町753-3	0278224495	0278223249	群馬県教育委員会	沼田女子高等学校	0278224495	0278223249	○		F2		972	972			6960		
2	沼田公園広場	西倉内町594			沼田市長	都市計画課	0278232111	0278245179									16706.29		
3	沼田小学校	西倉内町746	0278222063	0278220780	沼田市教育委員会	沼田小学校	0278222063	0278220780	○		F2		1417.5	1417.5			24837		
4	図書館	西倉内町821-1	0278220550	0278220553	沼田市教育委員会	図書館	0278220550	0278220553	○		F5 B1	○	4957.78	4146.73	811.05				
5	沼田北小学校	高橋場町4898	0278244123	0278220782	沼田市教育委員会	沼田北小学校	0278244123	0278220782	○		F2		1501	1501			14604		
6	利根沼田文化会館	上原町1801-2	0278242935	0278238339	利根沼田広城市町村圏整備組合理事長	利根沼田文化会館	0278242935	0278238339	○		F4		240	240					
7	障害者生活支援センター「はーもにー」	上原町1801-66	0278258736	0278258737	北毛清流会	障害者生活支援センター「はーもにー」	0278258736	0278258737		○	F2		1016.97			1016.97		福祉避難所	
8	沼田市民体育館	東原新町1801-1	0278249444	0278248187	沼田市教育委員会	スポーツ振興課	0278232111	0278245179	○		F2		4468.55	4468.55					
9	沼田東小学校	東原新町1801-1	0278231118	0278220781	沼田市教育委員会	沼田東小学校	0278231118	0278220781	○		F1		1125	1125			15435		
10	沼田中学校	東原新町1801-1	0278231116	0278229856	沼田市教育委員会	沼田中学校	0278231116	0278229856	○		F2		1796	1796			22329		
11	沼田市武道館	東原新町1801-40	0278258840	0278258843	沼田市教育委員会	スポーツ振興課	0278232111	0278245179		○	F2		1984.37			1984.37			
12	沼田市保健福祉センター	東原新町1801-72	0278232111	-	沼田市長	健康課	0278232111	0278245179	○		F4		140	140				福祉避難所	
13	特別養護老人ホーム「とね虹の里」	東原新町1855-1	0278258618	0278258900	とね虹の会	特別養護老人ホーム「とね虹の里」	0278258618	0278258900		○	F2		3234.89			3234.89		福祉避難所	
14	群馬県立沼田高等学校	西原新町1510	0278231313	0278224799	群馬県教育委員会	沼田高等学校	0278231313	0278224799	○		F2		1964	1964			26181		
15	特別養護老人ホーム「菜の花館本町通り」	上之町1149	0278225551	0278258876	輝城会	特別養護老人ホーム「菜の花館本町通り」	0278225551	0278258876		○	F3		2141.11			2141.11		福祉避難所	
16	下町住民センター	榛名町4166-1	0278236242	-	榛名町区長	榛名町区長	0278230030	-	○		F2		502	502					
17	谷川ドライビングスクール	薄根町3348	0278224461	0278224463	社長	谷川ドライビングスクール	0278224461	0278224463									12000		
18	薄根町公民館	薄根町3489-1	-	-	薄根町区長	薄根町区長	0278235779	-	○		F2		645	645					
19	沼田西中学校	薄根町3580	0278223055	0278229858	沼田市教育委員会	沼田西中学校	0278223055	0278229858		○	F2		1691			1691	12684		
20	下町第一児童公園	薄根町4108-1			沼田市長	都市計画課	0278232111	0278245179									4500		
21	群馬県利根沼田振興局	薄根町4412	0278224338	0278243306	群馬県知事	群馬県利根沼田振興局	0278224338	0278243306									1520	駐車場と一部の会議室のみ	
22	(株)サンボウ	薄根町4470-1	0278244114		社長	(株)サンボウ	0278244114										3114		
23	特別養護老人ホーム「まごころ」	戸鹿野町375-1	0278228811	0278228814	健正会	特別養護老人ホーム「まごころ」	0278228811	0278228814	○		F3		4419	4419				福祉避難所	
24	沼田南中学校	戸鹿野町726	0278235557	0278229857	沼田市教育委員会	沼田南中学校	0278235557	0278229857	○		F2		1237	1237			19154		

整理 番号	施設				管理する担当窓口				構造 (施設が建物の場合)				避難施設の面積						備考
	名称	町丁目名・番(番地)・号	連絡先		管理者名	連絡先			(R C造・S R C造)	その他(木造・S造)	階数	地下への避難が可能な施設がある	屋内部分 (㎡)				屋外部分 (㎡)		
			電話	F A X		名称	電話	F A X					屋内全体の面積 (㎡)	堅ろうな部分(㎡)				面積 (㎡)	
														(㎡)の部堅うな 積 ※ 分うな	(㎡)の部堅うな 積 ※ 分うな	(㎡)の部堅うな 積 ※ 分うな	(㎡)の部堅うな 積 ※ 分うな		
25	利南地区コミュニティセンター	上沼須町 1 9 7	0278222066	0278227177	沼田市長	利南地区コミュニティセンター	0278222066	0278227177	○		F2		465	465					
26	特別養護老人ホーム「くやはら」	久屋原町 4 1 4 - 1	0278259292	0278259293	久仁会	特別養護老人ホーム「くやはら」	0278259292	0278259293		○	F3		3747			3747		福祉避難所	
27	特別養護老人ホーム「ききょうの里」	横塚町 9 5 7 - 2	0278238831	0278238832	桔梗会	特別養護老人ホーム「ききょうの里」	0278238831	0278238832	○		F1		3209. 81	3209. 81				福祉避難所	
28	沼田東中学校	横塚町 1 1 1 8	0278222472	0278229859	沼田市教育委員会	沼田東中学校	0278222472	0278229859	○		F2		1200. 06	1200. 06			11111		
29	升形小学校	栄町 1 4 1	0278223107	0278220783	沼田市教育委員会	升形小学校	0278223107	0278220783	○		F2		1262	1262			6620		
30	利根実業高等学校	栄町 1 6 5 番地 2	0278231131	0278225136	群馬県教育委員会	利根実業高等学校	0278231131	0278225136	○		F2		1289	1289			10614		
31	池田地区コミュニティセンター	発知新田町 5 3 0 - 3	0278239851	0278239799	沼田市長	池田地区コミュニティセンター	0278239851	0278239799	○		F2		465	465					
32	池田小学校	発知新田町 5 3 3	0278239320	0278239369	沼田市教育委員会	池田小学校	0278239320	0278239369	○		F1		709. 5	709. 5			6694		
33	池田中学校	発知新田町 5 3 3	0278239330	0278239273	沼田市教育委員会	池田中学校	0278239330	0278239273	○		F2		1311	1311			9968		
34	薄根地区コミュニティセンター	下沼田町 7 3 3 - 1	0278223160	0278227178	沼田市長	薄根地区コミュニティセンター	0278223160	0278227178	○		F2		465	465					
35	ふれあい福祉センター	白岩町 1 8 9 - 1 1	0278233497	0278236217	沼田市長	介護高齢課	0278232111	0278221986		○	F1		1453			1453			
36	運動公園	硯田町 6 2 6	0278245884	0278225707	沼田市長	都市計画課	0278232111	0278245179	○		F2		946	946			8709		
37	薄根小学校	善桂寺町 3 2	0278222891	0278220785	沼田市教育委員会	薄根小学校	0278222891	0278220785	○		F2		1201. 07	1201. 07			10039		
38	薄根中学校	善桂寺町 4 0	0278223180	0278229860	沼田市教育委員会	薄根中学校	0278223180	0278229860	○		F2		1450	1450			10444		
39	川田小学校	下川田町 5 4 0	0278223056	0278220786	沼田市教育委員会	川田小学校	0278223056	0278220786	○		F2		1247	1247			8549		
40	川田地区コミュニティセンター	下川田町乙 7 9 8	0278222009	0278227179	沼田市長	川田地区コミュニティセンター	0278222009	0278227179	○		F2		465	465					
41	川田運動広場	下川田町 1 4 5 5 - 1	-	-	沼田市教育委員会	スポーツ振興課	0278232111	0278245179		○	F1		867			867	11828		
42	白沢地区コミュニティセンター	白沢町平出 1 3 5 - 1	0278532291	-	沼田市長	白沢地区コミュニティセンター	0278532111	-	○		F3		1551	1551					
43	白沢中学校	白沢町高平 7 5 - 1	0278532009	0278533984	沼田市教育委員会	白沢中学校	0278532009	0278533984	○		F4		2760	2760			13855		
44	白沢小学校	白沢町高平 9 4 - 1	0278532151	0278533860	沼田市教育委員会	白沢小学校	0278532151	0278533860	○		F3 B1		3492	3107	385		3734		
45	高平集会所	白沢町高平 2 7 4	0278532205	-	高平区長	白沢地区コミュニティセンター	0278532111	0278532188	○		F2		425	425			600		
46	白沢創作館	白沢町平出 1 3 5 - 1	0278532722	-	沼田市長	介護高齢課	0278232111	-		○	F1		60			60		福祉避難所	
47	利根小学校	利根町追貝 9 3	0278258172	-	沼田市教育委員会	利根小学校	0278258172	-		○	F1		390			390	5541		
48	利根中学校	利根町追貝 3 3 4	0278562044	0278564209	沼田市教育委員会	利根中学校	0278562044	0278564209	○		F1		945			945	12844		
49	利根柔剣道場	利根町追貝 3 9 9 - 1	0278232111	0278245179	沼田市教育委員会	スポーツ振興課	0278232111	0278245179	○		F1		1069	1069					
50	追貝上組集会所	利根町追貝 7 1 1	-	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F2		159			159			
51	追貝地区コミュニティセンター	利根町追貝 8 3 5	-	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F2		300. 69	300. 69					
52	平川上組コミュニティセンター	利根町平川 1 9 0	-	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F2		134. 74			134. 74			

整理 番号	施設				管理する担当窓口				構造 (施設が建物の場合)				避難施設の面積						備考
	名称	町丁目名・番(番地)・号	連絡先		管理者名	連絡先			(R・C造・SRC造)	その他(木造・S造)	階数	地下への避難が可能な施設	屋内部分 (㎡)				屋外部分 (㎡)		
			電話	F A X		名称	電話	F A X					屋内全体の面積 (㎡)	堅ろうな部分(㎡)			面積 (㎡)		
														(㎡)の部 (面分積※)	(㎡)の部 (面分積)	(㎡)の部 (面分積)		(㎡)の部 (面分積)	
53	平川集落センター	利根町平川 7 8 1	0278563676	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F2		386.64	386.64					
54	旧平川小学校	利根町平川 8 3 9	-	-	沼田市長	資産活用課	0278232111	0278245179	○		F1		864.3	864.3			4749		
55	尾瀬高等学校	利根町平川 1 4 0 6	0278562310	0278563720	群馬県教育委員会	尾瀬高等学校	0278562310	0278563720	○		F1		800	800					
56	伊香原地区集会所	利根町平川 1 4 2 4 - 7	0278563273	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F2		200.49			200.49			
57	利根第 6 生活改善センター	利根町平川 1 8 0 9 - 1	0278563537	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F2		158.76			158.76			
58	利根第 5 生活改善センター	利根町大楊 3 3 6	-	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F2		198.53	198.53					
59	利根保健福祉センター	利根町大楊 1 0 8 5 - 3	0278564601	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	-	○		F2		160	160			福祉避難所		
60	高戸谷地区集会所	利根町高戸谷 4 3 9	-	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F2		214.605			214.605			
61	老神集会所	利根町老神 2 7 7	0278563245	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F2		228.82			228.82			
62	利根観光会館	利根町老神 6 0 7 - 1	0278205050	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F2		1483.54	1483.54					
63	大原集会所	利根町大原 4 - 1	0278563058	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F2		293.05	293.05					
64	利根園原ふれあい屋内運動場	利根町園原 7 0 1 - 3	0278232111	0278245179	沼田市教育委員会	スポーツ振興課	0278232111	0278245179		○	F1		566.32			566.32			
65	園原地区集会所	利根町園原 7 6 6 - 1	0278562965	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F2		261.81			261.81			
66	利根第 4 生活改善センター	利根町穴原 4 5	0278548344	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F2		198.53	198.53					
67	旧根利小学校	利根町根利 7 6 9 - 2	-	-	沼田市長	資産活用課	0278232111	0278563674	○		F1		578.55	578.55			3152		
68	根利集会場	利根町根利 9 0 6 - 1			根利区長	根利集会場				○	F1		291.85			291.85			
69	南郷集会所	利根町日影南郷 6 9 - 2	0278548671	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F2		226.8	226.8					
70	旧南郷小学校	利根町日影南郷 3 3 5 - 1	-	-	沼田市長	資産活用課	0278232111	0278563674	○		F2		570	570					
71	青木多目的研修施設	利根町青木 5 4 3	-	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F1		110.16			110.16			
72	利根第 3 生活改善センター	利根町輪組 1 6 9	0278532980	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674	○		F1		165.24	165.24					
73	輪久原集会所	利根町輪組 6 8 3 - 1	0278532981	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F1		136.64			136.64			
74	多那地区コミュニティセンター	利根町多那 6 9 6 - 8	0278533771	-	沼田市長	利根地区コミュニティセンター	0278562111	0278563674		○	F1		153.56			153.56			

整理 番号	施設				管理する担当窓口				構造 (施設が建物の場合)				避難施設の面積					備考		
	名称	町丁目名・番(番地)・ 号	連絡先		管理者名	連絡先			(R C 造・S R C 造)	コ ン ク リ ー ト 造	そ の 他 (木 造・S 造)	階 数	地下 への 避難 が 可 能 な 施 設	屋内部分 (㎡)					屋外 部分 (㎡)	
														堅ろうな部分 (㎡)					面積 (㎡)	
			電話	F A X		名称	電話	F A X						屋内全体の 面積 (㎡)	(㎡) の部 面分 うな 積※	(㎡) の部 面分 うな 積	(㎡) 地下 の部 面積			(㎡) の部 面分 うな 積
75	多那小中学校	利根町多那 7 3 2	0278532919	0278533199	沼田市教育委員会	多那小中学校	0278532919	0278533199		○	F1			660			660	5844		
76	多那婦人の家	利根町多那 2 5 4 4	0278532985	-	沼田市長	利根地区コミュニ ティセンター	0278562111	0278563674	○		F2			404. 31	404. 31					
77	二本松多目的集会施設	利根町二本松 1 1 0 - 1	-	-	沼田市長	利根地区コミュニ ティセンター	0278562111	0278563674		○	F1			186. 12			186. 12			

10-(2) 公営住宅（市営）

※令和7年4月1日

名 称	所 在 地	戸 数
金井（県営）	高橋場町 4912	80
十二木	西原新町 1490-1	6
十三割	桜町 1989-1	11
十王堂	高橋場町 2006-2	1
谷地端	高橋場町 2109-1	16
上原	上原町 1716-36	7
南明	柳町 2542	1
十三割第2	高橋場町 2014-1	12
東原	東原新町 1902-1	8
十三割第3	高橋場町 2026-4	12
原田	高橋場町 2168	24
塚田	薄根町 3343-4	8
金井	高橋場町 4916	20
滝下	清水町 4357	22
東下原	栄町 21-1	72
谷地端第2	高橋場町 2114-1	66
追貝A	利根町追貝 338	4
南郷	利根町日影南郷 69-1	2
大楊	利根町大楊 977	4
老神	利根町老神 641	16
輪組	利根町輪組 44-2	4
多那	利根町石戸新田 74	10
大原	利根町大原 1546-1	16

10-(3) 応急仮設住宅可能敷地

※令和3年4月1日

現在の状況	所 在 地	敷地面積（㎡）	戸 数
十王公園	高橋場町 1997 他	4,030	24
沼田公園広場	西倉内町 594 他	16,000	108
下町第一児童公園	薄根町 4108-1 他	4,176	24
旧利南中学校運動広場	上沼須町 366-1 他	5,529	30
運動公園補助競技場	硯田町 626 他	6,225	40
川田運動広場	下川田町 1533 他	10,080	66
白沢農民広場	白沢町高平 107 他	9,779	54
平川運動広場	利根町追貝 2099 他	9,470	56
老神多目的広場	利根町老神 361 他	11,081	82
利根南部山村広場	利根町輪組 888-4 他	11,913	84
池田小学校	発知新田町 533 他	4,000	24
計		92,283	592

10－(4) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての
基本的な考え方について

平成17年8月31日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対策事態における動物の保護等

緊急対策事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

1 1－(1) トラック保有状況

(一社) 群馬県トラック協会

令和5年9月28日現在

支 部	責任者 氏 名	所在地・電話番号	会社数	車両数		
				普 通	小 型	合 計
前 橋	関口 宣男	前橋市下大島町 573 大島倉庫運輸(有) 027-266-0244	138	4,903	171	5,074
大間々	山口 和男	みどり市大間々町大間々661-1 上電通運(株) 0277-73-1721	30	768	30	798
桐 生	長谷川 義雄	伊勢崎市間野谷町 93-112 長谷川運送(株) 0270-62-8771	54	1,449	34	1,483
館 林	谷田川 敏幸	館林市下早川田町 341-2 ヤマガタ物流サービス(株) 0276-72-2196	73	1,368	26	1,394
太 田	木村 仁一	太田市清原町 3-1 木村商事(株) 0276-37-8123	151	3,668	63	3,731
大 泉	若旅 和守	邑楽郡大泉町富士 2-13-22 若旅運送(株) 0276-63-4801	59	1,218	28	1,246
佐波伊勢崎	新山 浩通	伊勢崎市赤堀今井町 1-624-1 群馬通商(株) 0270-63-1202	195	4,557	107	4,664
多野藤岡	松原 二三男	藤岡市中大塚 381-5 (有)美松運送 0274-23-3788	31	669	10	679
甘楽富岡	青木 靖次	富岡市妙義町北山 551 青木運輸倉庫 0274-73-3321	21	448	13	461
高 崎	山田 雅夫	高崎市上滝町 2-3 新町運送(有) 027-352-2081	134	3,260	195	3,455
安 中	梶山 勝日孫	安中市鷲宮 921-1 昭和運輸(株) 027-380-5510	8	427	0	427
渋 川	今成 克之	渋川市八木原 1428 今成運送(株) 0279-23-0840	33	599	22	621
吾 妻	安原 賢一	吾妻郡中之条町山田 3068 安原運輸(有) 0279-66-2312	27	574	24	598
利根・沼田	入澤 榮	沼田市白沢町上古語父 2699 (有)入澤運送店 0278-25-4554	24	407	37	444
合 計	1 4 支部		978	24,315	760	25,075

1 1－(2) バス保有状況

(一社) 群馬県バス協会

令和 5 年 9 月 30 日現在

会社名	代表者名	〒	所在地	電話	集合バス 保有台数
群馬中央バス株式会社	岩崎 賢一	379-2121	前橋市小屋原町 384-1	027-280-8600	2624
ジェイアールバス関東 株式会社長野原支店	小堀 隆一	37-1304	吾妻郡長野原町大字長野原 44 番地 1	0279-82-2028	25
関越交通株式会社	佐藤 俊也	377-0002	渋川市中村字中島 608-1	0279-22-2020	139
日本中央バス株式会社	戸塚 博恵	371-0815	前橋市下佐島町 455 番地	027-287-4422	53
株式会社群馬バス	羽鳥 喜代志	370-0073	高崎市緑町 3 丁目 2 番 3 号	027-364-1111	74
株式会社矢島タクシー	矢島 正弘	373-0026	太田市東本町 30 番地 18 号	0276-60-1212	24
赤城観光自動車株式会社	木村 茂光	376-0101	みどり市大間々町大間々 616 番地	0277-72-2717	7
館林観光バス株式会社	関井 宏一	374-0023	館林市大手町 7 番地 10 号	0276-72-3388	2
つゝじ観光バス株式会社	小暮 達也	374-0024	館林市本町 3 丁目 4 番 20 号	0276-74-6555	11
永井運輸株式会社	永井 豊	371-0805	前橋市南町 3 丁目 21 番 8 号	027-221-4435	26
株式会社上信観光バス	木内 幸一	370-0064	高崎市芝塚町 2033 番地 1	027-325-5921	22
日本中央交通株式会社	諸井 昌代	370-0042	高崎市貝沢町 1268 番地 5	027-353-8800	14
株式会社ボルテックスアーク	福岡 泉	379-0129	安中市下磯部 987 番地 1	027-381-1919	5
株式会社老神観光バス	高橋 良彰	378-0322	沼田市利根町老神 578 番地	0278-56-3221	1
ローズクイーン交通株式会社	小池 靖之	377-0802	吾妻郡東吾妻町大字川戸 196 番地 1	0279-26-3171	6
高山運輸倉庫株式会社	都筑 雅彦	377-0702	吾妻郡高山村大字中山 5602	0279-63-2336	2
有限会社赤城タクシー	清水 憲明	371-0232	前橋市茂木町 38 番地	027-283-2305	6
桐生朝日自動車株式会社	佐川 智明	376-0011	桐生市相生町 2 丁目 712	0277-54-2420	27
有限会社雨沢ハイヤー	市川 治	370-2806	甘楽郡南牧村大字大日向 1085 番地 4	0274-87-2323	2
安中タクシー株式会社	大竹 弘江	379-0116	安中市安中 3 丁目 12 番 13 号	027-381-0470	2
上信ハイヤー株式会社	堀口 直行	370-0046	高崎市江木町 118 番地 2	027-322-7854	12
朝日自動車株式会社	神崎 満	373-0821	太田市下浜田町 474-24	0276-48-3626	20
合 計		2 2 社			526

1 1－(3) 市有車両

※令和7年4月1日現在

車 種 課 名	貨物自動車		自家用乗合自動	乗用自動車		消防自動車		特殊用途自動車			大型特殊自動	自動車を除く	軽自動車（二輪	小型特殊自動車	原動機付自転車
	普通貨物	小型貨物	自家用乗合	普通乗用	小型乗用	消 防	塵 芥	道路バトカー	その他特殊	大型特殊	軽 貨 物	軽 乗 用	小型特殊	付	計
議 会 事 務 局	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
秘 書 課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総 務 課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地 域 安 全 課	0	0	0	0	1	41	0	0	0	0	0	0	0	0	42
資 産 活 用 課	0	0	1	6	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	14
税 務 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
債 権 管 理 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
市 民 協 働 課	0	3	0	2	2	0	0	0	0	0	7	1	3	0	18
環 境 課	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4	4	0	0	0	10
社 会 福 祉 課	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	5
こ ど も 課	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	2	7
介 護 高 齢 課	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	12	0	0	17
健 康 課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	4
農 林 課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	5	0	13
産 業 振 興 課	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
観 光 交 流 課	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
建 設 課	2	1	0	0	0	0	0	1	1	5	3	0	1	0	14
建 築 住 宅 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
都 市 計 画 課	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	1	0	7
上下水道経営課	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	7	1	1	0	13
教 育 総 務 課	0	0	8	1	2	0	0	0	0	0	5	0	0	16	32
生 涯 学 習 課	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
文 化 財 保 護 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
ス ポ ー ツ 振 興 課	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	6
合 計	5	14	9	14	18	41	2	1	3	11	49	28	12	18	225

1 1 - (4) ヘリコプター保有状況

※令和 5 年 4 月 1 日現在

保有期間	機 種	機数	全長	定員	主な装備	駐機場	備 考
群馬県 (防災航空センター)	レオナルド式 AW 1 3 9 型	1	16. 6m	16 人	救助用ホイスト装置 ストレッチャー カーゴフック 投光器 拡声器 消火用ドロップタンク(1. 8t) 消火用バケツ	前橋市下阿内町 377-2 群馬ヘリポート内	愛称「はるな」
群馬県警察 (警備第二課)	アグスタ式 A 1 0 9 E 型	1	13. 0m	8 人	救助用ホイスト装置 担架装置 物資機外空輸装置 投光器 拡声器 テレビカメラ装置	前橋市下阿内町 377-2 群馬ヘリポート内	愛称「あかぎ」
陸上自衛隊 (第 12 ヘリコプター隊)	CH- 4 7	8	30. 2m	58 人	消火用バケツ(7t)の 装着が可能	榛東村大字新井 相馬原駐屯地内	輸送用大型ヘリコプター
日本赤十字社 群馬県支部 (前橋赤十字病院)	BK 1 1 7 C- 2	1	13. 03m	7 人	ベッドサイドモニター 除細動器 気道管理セツ 人工呼吸器 超音波診断装置 各種緊急薬剤 等	前橋市朝倉町 389-1 前橋赤十字病院 ヘリポート内	ドクターヘリ

1 1 - (5) ヘリポート適地

※令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
沼田市運動公園	沼田市硯田町 6 2 6	沼田市 スポーツ振興課	
沼田公園広場	沼田市西倉内町 5 9 4	沼田市 都市計画課	
白沢農民広場	沼田市白沢町高平 1 0 5	沼田市 スポーツ振興課	
千鳥河川公園	沼田市利根町平川地内	沼田市 利根地区コミュニティセンター	
利根川河川広場	沼田市薄根町地内	沼田市 都市計画課 (薄根町区長)	
旧根利小・中学校グラウンド	沼田市利根町根利地内	沼田市 資産活用課	
利根菌原球技場	沼田市利根町園原地内	沼田市 スポーツ振興課	
利根南部山村広場	沼田市利根町輪組 8 8 8 - 4	沼田市 スポーツ振興課	
利根老神多目的広場	沼田市利根町老神 3 6 1	沼田市 スポーツ振興課	
沼須下河原運動広場	沼田市沼須町 9 1 0 - 1 先	沼須町区長	
沼田中学校	沼田市東原新町 1 8 0 1 - 1	沼田中学校	
沼田北小学校	沼田市高橋場町 4 8 9 8	沼田北小学校	
利根中学校	沼田市利根町追貝 3 3 4	利根中学校	
沼田小学校	沼田市西倉内町 7 4 6	沼田小学校	
沼田東小学校	沼田市東原新町 1 8 0 1 - 1	沼田東小学校	
升形小学校	沼田市栄町 1 4 1	升形小学校	
川田小学校	沼田市下川田町 5 4 0	川田小学校	
沼田東中学校	沼田市横塚町 1 1 1 8	沼田東中学校	
沼田西中学校	沼田市薄根町 3 5 8 0	沼田西中学校	
沼田南中学校	沼田市戸鹿野町 7 2 6	沼田南中学校	
池田小学校	沼田市発知新田町 5 3 3	池田小学校	
池田中学校	沼田市発知新田町 5 3 3	池田中学校	
薄根小学校	沼田市善桂寺町 3 2	薄根小学校	
薄根中学校	沼田市善桂寺町 4 0	薄根中学校	
白沢中学校	沼田市白沢町高平 7 5 - 1	白沢中学校	
多那小中学校	沼田市利根町多那 7 3 2	多那小中学校	
三沢交流広場	沼田市白沢町尾合 2 5 4 3	沼田市 白沢地区コミュニティセンター	
利根小学校	沼田市利根町追貝 9 3	利根小学校	
坪川運動広場	沼田市利根町追貝地内	沼田市 スポーツ振興課	

1 2 - (1) 消防団組織状況

※令和 7 年 4 月 1 日現在

所 属	管轄区域	団員数	配備ポンプ
第 1 分団	役員	4	
	第 1 部	東倉内町・西倉内町・柳町・高橋場町・材木町	自動車 CD-1
	第 2 部	上之町・馬喰町・中町・坊新田町・下之町・鍛冶町	自動車 CD-1
	第 3 部	榛名町・清水町・薄根町	自動車 CD-1
	第 4 部	桜町・上原町・東原新町・西原新町	自動車 CD-1
		64	
第 2 分団	役員	4	
	第 1 部	戸鹿野町・新町・栄町	小型 B-2
	第 2 部	沼須町・上沼須町	自動車 CD-1
	第 3 部	下久屋町・上久屋町・久屋原町	小型 B-2
	第 4 部	横塚町	小型 B-2
		75	
第 3 分団	役員	4	
	第 1 部	岡谷町	自動車 CD-1
	第 2 部	奈良町・秋塚町	小型 B-2
	第 3 部	中発知町・発知新田町・下発知町	小型 B-2
	第 4 部	上発知町北部・中部・南部	小型 B-2
	第 5 部	佐山町北部・南部・開拓	小型 B-2
		78	
第 4 分団	役員	4	
	第 1 部	下沼田町・白岩町・硯田町	自動車 CD-1
	第 2 部	恩田町・井土上町	小型 B-2
	第 3 部	宇楚井町・原町・堀廻町	小型 B-2
	第 4 部	大釜町・善桂寺町・石墨町	小型 B-2
	第 5 部	戸神町・町田町	小型 B-2
		81	
第 5 分団	役員	4	
	第 1 部	上川田町	小型 B-2
	第 2 部	下川田町(横子・旭地区除く)・篠尾町	自動車 CD-1
	第 3 部	屋形原町	小型 B-2
	第 4 部	岩本町・岩本町(上野地区)	小型 B-2
	第 5 部	今井町・下川田町(横子・旭地区)	小型 B-2
		68	
第 6 分団	役員	4	
	第 1 部	白沢町高平・生枝	自動車 CD-1
	第 2 部	白沢町岩室・尾合・平出	小型 B-2
	第 3 部	白沢町上古語父	小型 B-2
	第 4 部	白沢町下古語父	小型 B-2
		90	
第 7 分団	役員	4	
	第 1 部	利根町平川・千鳥	小型 B-2
	第 2 部	利根町追貝	小型 B-2
	第 3 部	利根町大揚	小型 B-2
	第 4 部	利根町高戸谷	小型 B-2
	第 5 部	利根町老神	自動車 CD-1
	第 6 部	利根町大原	小型 B-2
	第 7 部	利根町園原	小型 B-2
	第 8 部	利根町穴原	小型 B-2
	第 9 部	利根町根利	小型 B-2
	第 10 部	利根町日影南郷・日向南郷・小松・柿平・青木・砂川	小型 B-2
	第 11 部	利根町輪組・多那・石戸新田・二本松	小型 B-2
		214	
団本部		40	
合 計		710	

1 2 - (2) 救助資器材保有状況（利根沼田広域消防本部）

資器材	数量	資器材	数量
かぎ付きはしご	4	化学防護服（陽圧を除く）	2
三連はしご	7	陽圧式化学防護服	4
ワイヤーはしご	1	耐熱服	3
空気式救助マット	1	放射線防護服	0
救命索発射銃	5	特殊ヘルメット	2
サバイバースリング or 救助用縛帯	4	除染シャワー	1
平担架	1	除染剤散布器	1
油圧ジャッキ	1	潜水器具	0
油圧スプレッダー	4	救命胴衣	40
可搬ウィンチ	6	水中投光器	0
マンホール救助器具	1	救命浮環	11
救助用簡易起重機	0	浮標	1
マット型空気ジャッキ	8	救命ボート	6
大型油圧スプレッダー	1	船外機	4
救助用支柱器具	1	水中スクーター	0
チェンブロック	2	水中無線機	0
油圧切断機	2	水中時計	0
エンジンカッター	5	水中テレビカメラ	0
ガス溶断機	1	登山器具	5
チェーンソー	4	バスケット担架	4
鉄線カッター	4	簡易画像探索機	1
空気鋸	1	画像探索機	0
大型油圧切断機	0	地中音響探知機	0
空気切断機	0	熱画像直視装置	5
コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	0	夜間用暗視装置	0
万能斧	14	電磁波探査装置	0
ハンマー	7	二酸化炭素探索装置	0
携帯用コンクリート破壊器具	3	水中探査装置	0
削岩機	1	地震警報器	0
ハンマドリル	3	投光器一式	7
ガス検知機	8	携帯投光器	3
簡易呼吸器	0	携帯拡声器	10
防塵マスク	0	携帯無線機	27
送排風機	5	応急処置用セット	5
エアラインマスク	1	車両移動器具	1
耐電手袋	9	緩降機	1
耐電衣	5	ロープ登降機	4
耐電ズボン	5	救助用降下機	7
耐電長靴	0	発電機	9
防塵メガネ	0	大型ブロアー	0
携帯警報器	13	ウォーターカッター	0
防毒マスク	5		

13-(1) 非常用食料・防災用品

※令和6年4月1日現在

品 名	規 格	数 量	保管場所
アルファ米	10,550食	2,900	テラス沼田防災備品庫
		850	沼田中学校
		850	沼田東中学校
		850	利南地区コミュニティセンター
		850	池田地区コミュニティセンター
		850	薄根地区コミュニティセンター
		850	川田地区コミュニティセンター
		850	白沢地区コミュニティセンター
		850	利根地区コミュニティセンター
飲料水	2,328本	850	多那多目的運動場
		600	テラス沼田防災備品庫
		192	沼田中学校
		192	沼田東中学校
		192	利南地区コミュニティセンター
		192	池田地区コミュニティセンター
		192	薄根地区コミュニティセンター
		192	川田地区コミュニティセンター
		192	白沢地区コミュニティセンター
カロリーメイト	1,800食	192	利根地区コミュニティセンター
		192	多那多目的運動場
		720	テラス沼田防災備品庫
		120	沼田中学校
		120	沼田東中学校
		120	利南地区コミュニティセンター
		120	池田地区コミュニティセンター
		120	薄根地区コミュニティセンター
		120	川田地区コミュニティセンター
ビスコ	3,990食	120	白沢地区コミュニティセンター
		120	利根地区コミュニティセンター
		120	多那多目的運動場
		1,290	テラス沼田防災備品庫
		300	沼田中学校
		300	沼田東中学校
		300	利南地区コミュニティセンター
		300	池田地区コミュニティセンター
		300	薄根地区コミュニティセンター
毛布	337枚 (日赤配備50枚含む)	300	川田地区コミュニティセンター
		300	白沢地区コミュニティセンター
		300	利根地区コミュニティセンター
		300	多那多目的運動場
		137	テラス沼田防災備品庫
		0	沼田中学校
		0	沼田東中学校
		20	利南地区コミュニティセンター
		30	池田地区コミュニティセンター
アルミロールマット	198枚	30	薄根地区コミュニティセンター
		30	川田地区コミュニティセンター
		20	白沢地区コミュニティセンター
		30	利根地区コミュニティセンター
		40	多那多目的運動場
		78	テラス沼田防災備品庫
		0	沼田中学校
		0	沼田東中学校
		20	利南地区コミュニティセンター
		10	池田地区コミュニティセンター
		20	薄根地区コミュニティセンター
		20	川田地区コミュニティセンター
		20	白沢地区コミュニティセンター
		20	利根地区コミュニティセンター
		20	多那多目的運動場
		10	多那多目的運動場

品 名	規 格	数 量	保管場所
エアーマット	102個	30	テラス沼田防災備品庫
		0	沼田中学校
		0	沼田東中学校
		12	利南地区コミュニティセンター
		12	池田地区コミュニティセンター
		12	薄根地区コミュニティセンター
		12	川田地区コミュニティセンター
		12	白沢地区コミュニティセンター
		12	利根地区コミュニティセンター
		0	多那多目的運動場
簡易テント	131個	59	テラス沼田防災備品庫
		0	沼田中学校
		0	沼田東中学校
		12	利南地区コミュニティセンター
		12	池田地区コミュニティセンター
		12	薄根地区コミュニティセンター
		12	川田地区コミュニティセンター
		12	白沢地区コミュニティセンター
		12	利根地区コミュニティセンター
		0	多那多目的運動場
パーティション	44基	20	テラス沼田防災備品庫
		0	沼田中学校
		0	沼田東中学校
		4	利南地区コミュニティセンター
		4	池田地区コミュニティセンター
		4	薄根地区コミュニティセンター
		4	川田地区コミュニティセンター
		4	白沢地区コミュニティセンター
		4	利根地区コミュニティセンター
		0	多那多目的運動場
給水容器	940個	220	テラス沼田防災備品庫
		100	沼田中学校
		410	沼田東中学校
		0	利南地区コミュニティセンター
		0	池田地区コミュニティセンター
		0	薄根地区コミュニティセンター
		0	川田地区コミュニティセンター
		210	白沢地区コミュニティセンター
		0	利根地区コミュニティセンター
		0	多那多目的運動場

1 3 - (2) 相互応援協定等の締結状況

沼田市における相互応援協定等の締結状況

- 1 消防相互応援協定書（昭和44年4月1日）
相手先：みなかみ町、片品村、川場村、昭和村
主内容：大規模火災等の発生により所轄消防機関の消防力のみでは困難と認められる非常災害の応援
- 2 災害時の相互応援に関する協定（平成7年11月22日）
相手先：下田市
主内容：食料、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供
- 3 災害時における相互応援に関する要綱（平成8年10月14日）
相手先：北関東・新潟地域連携軸推進協議会：新潟県、群馬県、栃木県、茨城県内の市町村
内 容：災害時に構成市町村が相互に応援し、応急対策活動を実施
- 4 群馬県防災航空隊支援協定書（平成18年3月27日）
相手先：群馬県
内 容：群馬県防災航空隊の要請
- 5 災害時における相互援助に関する協定書（平成20年8月27日）
相手先：板橋区、日光市、都留市、鴨川市、渋川市、かすみがうら市、桜川市、田上町、白河市、最上町、妙高市、高崎市、尾花沢市
内 容：災害時の物資、資器材、車両の提供及び職員派遣、被災者収容施設の提供
- 6 新宿区と沼田市との災害時における相互援助に関する協定書（平成24年10月30日）
相手先：新宿区
内 容：物資、資器材、車両の提供及び職員派遣、被災者収容施設の提供
- 7 災害時における相互応援に関する協定書（平成27年1月13日）
相手先：片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
内 容：物資、資器材の提供及び職員派遣、被災者及び避難者の受け入れ
- 8 赤城北ろく用水施設防火用水使用に関する協定書（平成28年12月15日）
相手先：利根沼田広域消防本部、昭和村、赤城北ろく土地改良区
内 容：火災等の緊急災害発生時の消火活動等のための農業水利施設の利用に関する協定

14－(1) 国民保護措置要請（16条第4項）

号
年 月 日

●●●●● 様

沼田市長

国民保護措置の実施について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第16条第4項の規定に基づき、下記のとおり、貴●●の所掌事務にかかる国民の保護のための措置の実施を要請します。

記

- 1 要請の理由
- 2 要請する活動の内容
- 3 要請する活動の時期
- 4 その他

問い合わせ先
沼田市

○国民保護法

第16条第4項 第1項及び第2項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

14-(2) 他市町村長、都道府県知事への応援要求（17条、18条）

号
年 月 日

●●市（町村）長 様
群馬県知事 様

沼田市長

国民保護措置にかかる応援の実施について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第17条（18条）第1項の規定に基づき、下記のとおり、応援を要求します。

記

- 1 要求の理由
- 2 要求する活動の内容
- 3 要求する活動の時期
- 4 その他

問い合わせ先
沼田市

○国民保護法

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第17条第1項 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第18条第1項 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応援を求めることができる。

- 2 第12条第1項後段の規定は、前項の場合について準用する。（応援を拒んではならない）

14－(3) 自衛隊部隊派遣要請（20条）

号
年 月 日

群馬県知事 様

沼田市長

自衛隊の部隊の派遣要請について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第20条第1項（又は第183条において準用する第20条第1項）の規定に基づき、下記のとおり、部隊等の派遣要請を行なうよう求めます。

記

- 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を要請する区域及び活動内容
- 4 その他

問い合わせ先
沼田市

○国民保護法

（自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等）

第20条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

第183条 緊急対処事態の場合の準用規定

14－(4) 警察、自衛隊避難誘導要請（第63条第1項前段）

号
年 月 日

警察署長（沼田警察に限らず）様
派遣部隊の長（自衛隊法施行令第8条に規定する部隊の長）様

沼田市長

避難誘導にかかる要請について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第63条第1項（又は第183条において準用する第63条第1項）の規定に基づき、下記のとおり、避難住民の誘導を要請します。

記

- 1 要請理由
- 2 対象地域、避難先等 避難実施要領のとおり

問い合わせ先
沼田市

○国民保護法

（警察官等による避難住民の誘導等）

第60条 前条第1項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

第183条 緊急対処事態の場合の準用規定

1 4 - (5) 警察、自衛隊避難誘導要請県通知（第 6 3 条第 1 項後段）

号

年 月 日

群馬県知事 様

沼田市長

避難誘導にかかる要請の実施について（通知）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 6 3 条第 1 項（又は第 1 8 3 条において準用する第 6 3 条第 1 項）の規定に基づき、下記のとおり、避難住民の誘導を要請しましたので同条の規定に基づき通知します。

記

- 1 要請理由
- 2 要 請 先 沼田警察署長、派遣部隊の長
- 3 要請内容 避難実施要領のとおり

問い合わせ先
沼田市

○国民保護法

（警察官等による避難住民の誘導等）

第 6 0 条 前条第 1 項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

第 1 8 3 条 緊急対処事態の場合の準用規定

- | | |
|--------------------|----------------|
| 自衛隊法第 7 6 条第 1 項 | 防衛出動（内閣総理大臣命令） |
| 〃 第 7 8 条第 1 項 | 治安出動（内閣総理大臣命令） |
| 〃 第 8 1 条第 2 項 | 治安出動（県知事要請） |
| 〃 第 7 7 条の 4 第 1 項 | 国民保護派遣 |

14－(6) 指定行政機関等への職員派遣要請（151条）

号
年 月 日

群馬県知事 様
（指定行政機関の長 様）

沼田市長

職員の派遣要請について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第151条第1項の規定に基づき、下記のとおり、職員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣を要請する機関及び理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 その他

問い合わせ先
沼田市

○国民保護法

（自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等）

第151条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法第2条第4項の行政執行法人）をいう。以下この項及び第153条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 3 市町村長等が第1項の規定による職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

15－(1) 救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による
救援の程度及び方法の基準

平成26年3月31日
平成26年内閣府告示第20号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

- 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり310円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- （1）一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,401,000円以内とすること。
- （2）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用

謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,530,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,040円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏期	17,800 円	22,900 円	33,700 円	40,400 円	51,200 円	7,500 円
冬期	29,400 円	38,100 円	53,100 円	62,100 円	78,100 円	10,700 円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第 5 条 法第 75 条第 1 項第 4 号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- （１） 診療
- （２） 薬剤又は治療材料の支給
- （３） 処置、手術その他の治療及び施術
- （４） 病院又は診療所への収容
- （５） 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- （１） 分べんの介助
- （２） 分べん前及び分べん後の処置
- （３） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり547,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同

じ。) に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童1人当たり4,100円

(2) 中学校生徒1人当たり4,400円

(3) 高等学校等生徒1人当たり4,800円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,200円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり133,900円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分

- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

15－(2) 公用令書

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る
公用令書等の様式を定める内閣府令

(平成二十五年十月一日内閣府令第六十九号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書	氏 名 住 所 第 8 1 条第 2 項 第 8 1 条第 4 項 第 1 8 3 条において準用する 第 1 8 3 条において準用する			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 第 8 1 条第 2 項 第 8 1 条第 4 項 (理由)					
年 月 日		処分権者 沼田市長 印			
収用すべき 物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

別記様式第二

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 8 1 条第 3 項 第 8 1 条第 4 項 第 1 8 3 条において準用する 第 1 8 3 条において準用する の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第 8 1 条第 3 項 第 8 1 条第 4 項 (理由) 年 月 日 処分権者 沼田市長 印
---	--

保管すべき物資の種類	数 量	保管場所	引渡場所	備 考

別記様式第三

使用第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 8 2 条 第 1 8 3 条 において準用する 第 8 2 条の規定に基づき、次のとおり土地又は家屋又は物資を使用する。 (理由) 年 月 日 処分権者 沼田市長 印
---	--

名 称	数 量	所在場所	範 囲	引渡期間	備 考

別記様式第四

使用第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第2項、第81条第3項、第81条第4項、第82条、第183条において準用する第81条第2項、第183条において準用する第81条第3項、第183条において準用する第81条第4項、第183条において準用する第82条、の規定に基づく公用令書（年 月 日第 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第16条、第52条 において準用する第16条の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 沼田市長

印

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

15－(3) 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

様式第 1 号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他の必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	回答を希望しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号記号により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 男女の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会 に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

[illegible]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考欄」に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

沼田市長		様	年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名			
下記の者について、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 （○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であること。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考			
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）	
	その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認			
※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

		年 月 日
殿		
沼田市長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証 明 書 番 号	氏 名（漢字）	氏 名（ローマ字）	生 年 月 日	資 格	交付等の 年 月 日	有効期間の 満了日	身 長	眼の 色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴	標章の 使用	返納日	備 考
1 (例)	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/1/1	市職員	2013/3/31	2015/3/31	170	茶	黒	O		ヘルメット	2015/3/31	

特殊標章等にかかる交付申請書

年 月 日

沼田市長 あて

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏 名：（漢 字） （ローマ字）	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住 所： 〒 電話番号 E-mail 写 真 縦 4 c m × 横 3 c m （身分証明書の交付の場合のみ）	
識別のための情報（身分証明書の交付の場合のみ記載） 身 長： c m 眼 の 色： 頭 髪 の 色： 血 液 型：	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等

（許可権者使用欄）	
資 格：	交付等の年月日：
証 明 書 番 号：	
有効期間の満了日：	
返 納 日：	

特殊標章再交付申請書

年 月 日 (あて先) 沼田市長 申 請 者 住 所 氏 名 電 話 印	
1 紛失した（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他の必要な事項	
※受付欄	※経過欄

別記様式 4（第 1 2 条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日 （あて先） 沼田市長 申 請 者 住 所 氏 名 電 話 印	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他の必要な事項	
※受付欄	※経過欄

16－(4) 用語集

用語	用語の説明
指定行政機関	内閣府、各省庁などの中央行政機関等
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で定められているもの。
指定公共機関	独立法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定。
指定地方公共機関	県の区域で、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立法人で、知事が指定。なお、群馬県では平成27年10月までに20機関を指定。
自主防災組織	災害対策基本法第5条第2項に規定する、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織。
国際人道法	武力紛争時の傷病者、一般の人々、捕虜などの人道的取り扱いを想定した諸条約、法規、習慣の総称。
NBCR攻撃	大量破壊兵器を使用した攻撃のことを指し、それぞれ英語の頭文字をとって、Nは核兵器、Bは生物兵器、Cは化学兵器、Rは放射能兵器による攻撃のことをいう。
NBC弾頭	大量破壊兵器を搭載したミサイルのことを指し、それぞれ英語の頭文字をとってNは核弾頭、Bは生物兵器弾頭、Cは化学兵器弾頭のことをいう。
中性子誘導放射能	物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものがもつようになる放射能。
生活関連施設	日常生活の維持や経済活動に不可欠な施設、有害な危険物質を貯蔵しているような施設をいう。
同法系無線	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民等への災害情報を一斉通報する無線装置。
大規模集客等施設	総務省消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うこととなる、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設。
LGWAN	総合行政ネットワークの略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークについて整備された行政専用のネットワーク。霞ヶ関WANとの接続により国の各府省との間の情報交換も行える。
eラーニング	パソコンやコンピューターネットワークなどを利用して教育を行うこと。
防衛出動	国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。
治安出動	内閣総理大臣の命令により治安維持のために自衛隊出動すること。
トリアージ	災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者の治療の優先順位を付け、限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。
非常通信協議会	昭和26年7月に非常通信の円滑な運用を図るために設立された団体、総務省を中心に、国、都道府県、市町村のほか非常通信に関係のある団体で構成。